

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8年 8月 28日

分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局
姫路河川国道事務所長 富本 和也

1. 一般競争に付する事項

(1) 調達案件の名称及び数量

R 8 姫路管内データ整理業務

計画準備 1 式

競争参加資格確認申請等の整理とりまとめ 1 式

技術提案確認用資料作成 1 式

業務発注資料の作成 1 式

打合せ 1 式

(電子調達システム対象案件)

(2) 調達案件の概要

本業務は、姫路河川国道事務所が発注する土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務において、入札等参加予定者(以下「申請者」という。)から提出された資料及び発注者が貸与する資料(「測量調査設計業務実績データ」等)に基づいて、審査用の様式に申請者のデータ入力を行うものである。

また、技術提案書の確認用資料作成及び業務発注資料の作成を行うものである。

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

兵庫県姫路市北条1丁目250番地(姫路河川国道事務所管内)

(5) 入札方法

- ① 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積

もった契約希望金額から当該金額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を減じた金額を入札書に記載すること。

② 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(6) 電子調達システムの利用

本案件は、競争参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難しい場合は、紙入札方式参加願、紙契約方式記名押印願を提出するものとする。

2. 競争参加資格等

(1) 競争参加資格

- ① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC又はD等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
なお、当該資格に係る申請については、「競争参加者の資格に関する公示」の別表に記載されている申請受付窓口（近畿地方整備局総務部契約課ほか）にて随時受け付けている。
- ③ 申請書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間がないこと。
- ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。
- ⑤ 入札説明書及び図書等を下記3（3）の交付方法により、下記3（2）の交付期間に、電子調達システムから自ら直接ダウンロード、または分任支出負担行為担当官から直接交付を受けた入札説明書及び図書等により作成した申請書を下記3（5）の受領期限までに提出した者であること。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- ⑦ 平成28年度以降において、近畿地方整備局管内における行政事務に関するデータ入力作業業務の元請けとしての履行実績があり、実績が確認出来る資料を提出した者であること。
- ⑧ 配置予定業務管理責任者は平成28年度以降において、近畿地方整備局管内における行政事務に関するデータ入力作業業務の業務管理責任者としての従事実績を有する者であること。
- ⑨ 中立公平性に関する要件

本業務の履行期間中に工期がある近畿地方整備局が発注する測量、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及び建築関係建

設コンサルタント業務（以下、「建設コンサルタント等業務」という。）に関する業務（以下「発注業務」という。）に参加している者及びその発注業務に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。

「発注業務に参加」とは、当該業務を受注していること、当該業務の下請けをしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。

「資本面・人事面で関係がある」とは、次の１）又は２）に該当するものをいう。
１）一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている場合。
２）一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

３．入札書の提出場所等

- （１）入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問い合わせ先
〒６７０－０９４７
兵庫県姫路市北条１丁目２５０番地
国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 経理課 契約係
電話 ０７９－２８２－８２１５（内線 ２２４）
- （２）入札説明書及び図書等の交付期間
別表１のとおり。
- （３）入札説明書及び図書等の交付する場所及び方法
電子調達システムにより交付する。（質問回答等を、電子調達システムの調達資料ダウンロード機能を用いて行うため、資料のダウンロードの際に「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」にチェックを入れること。）
ただし、やむを得ない事由により、電子調達システムにより入手が出来ない場合は、分任支出負担行為担当官から直接交付を行うので、上記３（１）に問い合わせること。
- （４）電子調達システムの URL
<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>
- （５）電子調達システム及び紙入札方式による申請書等の受領期限
別表１のとおり。
- （６）電子調達システム及び紙入札方式による入札書の提出期間
別表１のとおり。
- （７）開札の日時及び場所
日時 別表１のとおり
場所 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所

4. その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

① 電子調達システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに申請書等を上記3(4)に示すURLに提出しなければならない。

② 紙入札方式により参加を希望する者は、所定の受領期限までに申請書等を上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。

なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において、分任支出負担行為担当官から申請書等の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。

(4) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札、入札の条件に違反した入札及び電子調達システムを利用するためのICカードを不正に使用した者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

① 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) その他 詳細は入札説明書による。

別表 1

3. (2)	入札説明書及び図書等の交付期間	令和 8 年 8 月 28 日から 令和 8 年 9 月 14 日までの 9 時 00 分から 16 時 00 分まで (ただし、最終日は 12 時 00 分まで) (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
3. (5)	申請書等の 受領期限	令和 8 年 9 月 14 日 12 時 00 分
3. (6)	入札書の提出期間	令和 8 年 10 月 19 日から 令和 8 年 10 月 20 日までの 9 時 00 分から 16 時 00 分まで (ただし、最終日は 12 時 00 分まで)
3. (7)	開札の日時	令和 8 年 10 月 21 日 10 時 00 分